

兵庫県科学技術振興助成金助成基準

助成対象

兵庫県 県下の助成を必要とする個人、企業、研究機関（大企業、大規模プロジェクトは含まない）が次に掲げる研究開発等の事業（以下「助成事業」という。）を行うに必要な経費について、会長が適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

- （１） 研究開発の試作試験費に対する助成
- （２） 新技術の実施化資金に対する助成

選考基準

- イ. 県下の科学技術の振興に寄与するもの。
- ロ. 新規な学術または技術であること。
- ハ. その計画が申請者において実施可能なものであること。